

## 田上町建築物等における県産材利用促進に関する基本方針

平成25年3月18日  
一部改正令和6年2月16日

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、新潟県が制定した「建築物等における県産材利用促進に関する基本方針」（令和4年1月7日最終改正）に即し、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、田上町が整備する公共建築物における木材の利用の目標に関する基本的事項等を定めるものである。

### （趣旨）

第1 建築物等における地域産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、脱炭素社会の実現への貢献や、町民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

### （用語の定義）

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1）「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）および工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- （2）「民間建築物等」とは、国又は地方公共団体以外の者が整備する、住宅や事務所・店舗などの非住宅の建築物（付帯施設・設備含む）及び建築物以外の施設・設備・構造物関係をいい、町有施設を除く。
- （3）「建築」とは、新築、増築および改築をいう。
- （4）「木造化」とは、町有施設の建築にあたり、構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を使用することをいう。
- （5）「木質化」とは、建築物の内装、外壁等および工作物に木材を利用することをいう。
- （6）「町産材」とは、田上町内における森林から生産された木材をいう。
- （7）「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。

### （木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項）

第3 町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、町有施設の整備において自ら率先して町産材および県産材の利用に努めるほか、民間建築物等の木材利用の促進に努める。

(町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000平方メートル以下の公共建築物およびこれに付属する工作物は、木造化を推進する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準により、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 町有施設の建築および改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表右欄に掲げる部分については木質化を検討する。

3 木造化および木質化の実施にあたっては、町産材および県産材の使用を検討する。

(町有施設の造作家具・備品類)

第5 町有施設において、テーブルやベンチ、室名札等の造作家具・備品類には、町産材および県産材を用いた製品の使用に努める。

(公益法人等への要請)

第6 町は、町関係団体等が行う施設の整備について、この方針の目的を踏まえて、町産材および県産材の利用を要請する。

2 町は、国または地方公共団体以外のものであって公共建築物を整備する者、林業従事者、木造製造業者その他の関係者に対して相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進および木材の適切な供給に努めるように要請する。

(PR及び普及)

第7 町は、建築物等への木材利用の意義について町民にわかりやすく示すように努める。

2 町有施設の管理者等は、多くの町民が木材施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPRおよび普及に努める。

(情報提供)

第8 町は、品質が確保された町産材および県産材に関する流通および製品等に関する情報の収集・提供に努める。

附則

この方針は令和6年2月16日から施行する。

別表（町有施設）

公	建築物の用途	建築物の仕上げ等の木質化を図る部分
公共建築物	・学校 ・福祉施設 ・スポーツ・文化施設 ・庁舎 ・コミュニティー施設 等	・玄関ホール・ロビー、共用廊下、主要な居室等の床・壁・天井材 ・庇や軒裏の天井材 ・雨よけがある部分の外壁材 等
工 作 物	建築物に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ等	

※木材の利用にあたっては、下記の点に留意する。

- ・防火地域等の指定されている地域や建築物の用途によっては、建築基準法の耐火・準耐火建築物要求や内装制限の規定を受けるものがある。
- ・木材を外部や湿気が多くなると予想される部分に使用する場合は、耐久性のある樹木の選定や防腐・防蟻対策等に配慮する。